

経済・社会とつなぐ まつもと環境戦略

(第4次松本市環境基本計画)

【令和7年度改訂版】

概要版



1 環境基本計画とは

計画策定の目的

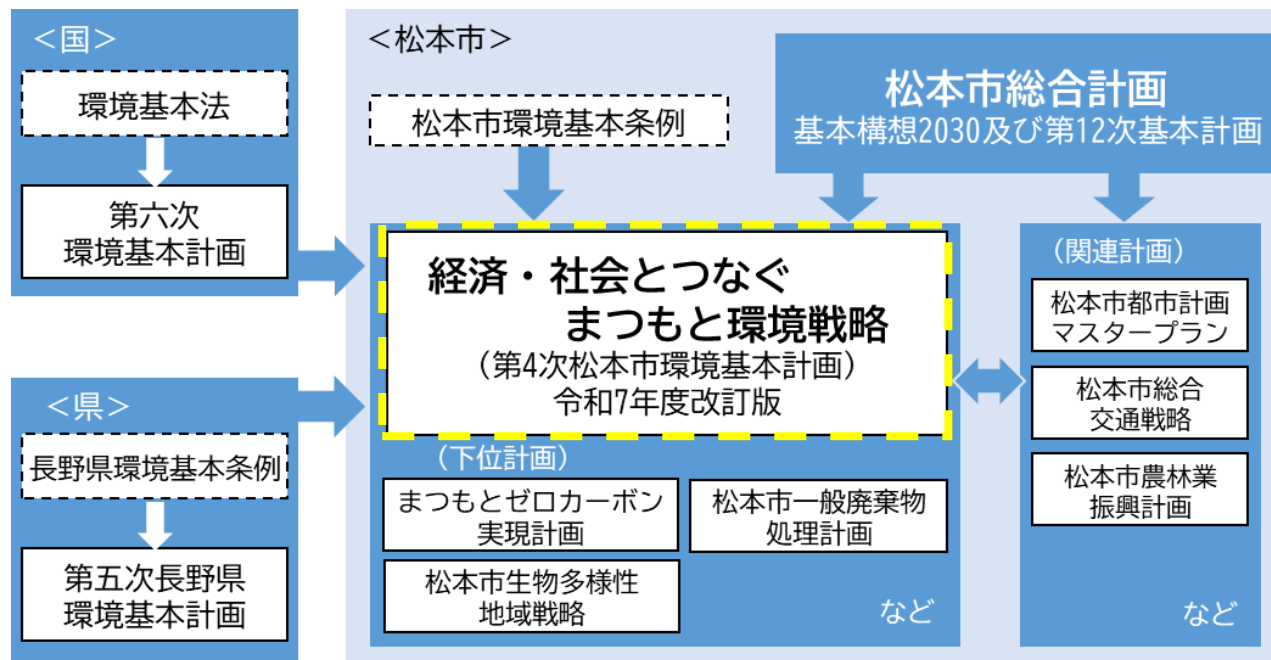
本計画は、松本市環境基本条例（以下「条例」という。）第3条に示された基本理念の実現を目指して、条例に基づいて策定するもので、市内の環境の保全及び創造を市民、事業者、滞在者、そして行政の協働により、総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

松本市環境基本条例の基本理念（第3条）の概要

- 1 自然環境の保全と生活環境の維持
本市の恵まれた環境を保全し、健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともに、この環境を将来にわたって維持します。
- 2 持続的発展が可能な社会の構築
人と自然とが共生することができ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築するために、市、事業者、市民等が役割分担をして、自主的・積極的に行動します。
- 3 日常的な地球環境保全の取組み
日常の生活や身近な環境が地球環境と深く関わっていることを認識し、日常生活や通常の事業活動において、地球環境の保全に取り組みます。

計画の位置付け

市政における環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱及び環境への配慮の指針を定め、市政の基本方針を示す松本市総合計画の環境面での実現を支えます。また、市の各個別計画の環境面での基本となります。



めざす環境像

基本理念を踏まえ、本市の「めざす環境像」を次のように設定します。

清い水、深いみどりと青い空
～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～

計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。令和8年度（2026年度）以降は、改訂版の内容に基づいて取組みを進めます。

計画の体系

「めざす環境像」を実現するため、環境政策の根幹となる取組みを分野ごとに整理した「計画の5つの柱」と、経済・社会も含めた課題の複数同時解決を目指し、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む「重点戦略」により、2050ゼロカーボンシティの実現と地域でのSDGs達成を目指します。

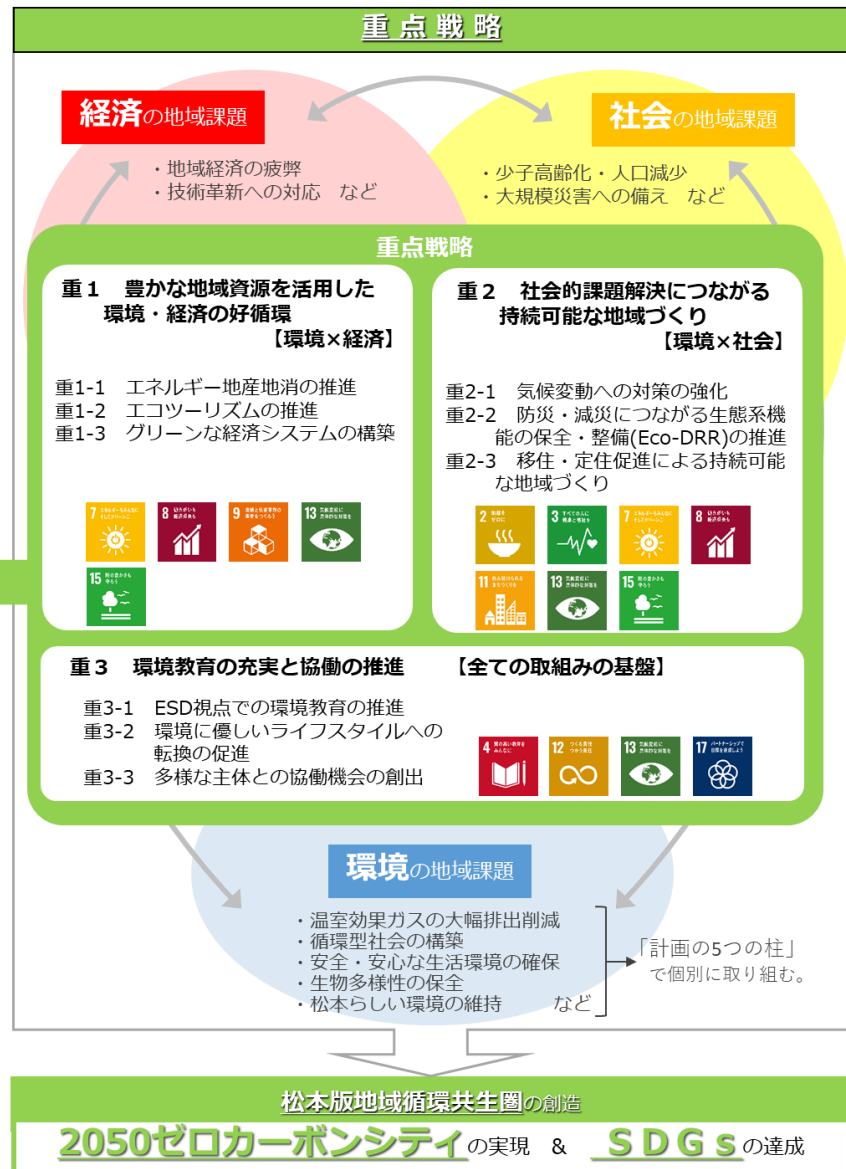
【基本理念】
 ・自然環境の保全と生活環境の維持
 ・持続的発展が可能な社会の構築
 ・日常的な地球環境保全の取組み
 (松本市環境基本条例第3条)

【めざす環境像】
 清い水、深いみどりと青い空 ～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～

【施策の基本方針】
 ◇ 環境課題を分野ごとに整理し、施策の柱を設定：「計画の5つの柱」
 ◇ 分野横断的取組みで、環境・経済・社会に係る地域課題の複数同時解決を図り、2050ゼロカーボンシティの実現とSDGsの達成を目指す：「重点戦略」

計画の5つの柱 / 基本施策 / 関連SDGs

1 ゼロカーボンに挑むまち (地球環境)	2 資源の循環で新たな価値を生み出すまち (循環型社会)	3 誰もが安全に安心して暮らせるまち (生活環境)	4 豊かな自然を守り、ともに暮らすまち (自然環境)	5 緑・水・文化が生み出す五感に心地よいまち (快適環境)
1-1 環境負荷の低減に向けた交通体系の推進 1-2 ゼロカーボンを目指したまちづくりの推進 3 持続可能な農林業の推進 7 再生可能エネルギーの活用 11 持続可能な消費と生産 12 持続可能な消費と生産 13 気候変動に具体的な対策を	2-1 持続可能な農林業の推進 2-2 3R徹底によるごみ減量の推進 3 持続可能な農林業の推進 6 再生可能な消費と生産 9 持続可能な消費と生産 12 持続可能な消費と生産 15 気候変動に具体的な対策を	3-1 生活環境基盤の整備 3-2 廃棄物の適正処理の推進 3-3 公害の防止と対策 6 再生可能な消費と生産 9 持続可能な消費と生産 11 持続可能な消費と生産 14 持続可能な消費と生産	4-1 自然とのふれあいの推進 4-2 生物多様性の保全 6 再生可能な消費と生産 15 気候変動に具体的な対策を	5-1 松本らしい景観・文化の保全と創出 5-2 親しめる水辺の創出 5-3 緑化と美化の推進 8 持続可能な消費と生産 11 持続可能な消費と生産 12 持続可能な消費と生産 15 気候変動に具体的な対策を



2 改訂のポイント

計画改訂の背景

令和3年8月の策定以降の環境分野における変遷を受け、計画期間の中間年度を迎えたことから、中間評価の結果を踏まえた**指標・目標値の見直し**及び関連する**重点施策等の整理・再構成**を行うとともに、松本市総合計画及び本市の環境に関連する各種計画との整合性を図ることで、計画の実効性を確かなものにするため、改訂を行いました。

指標・目標値の見直し

「計画の5つの柱」に基づく基本施策に位置付けられた取組項目ごとに設定されている指標・目標値について、中間評価の結果、社会情勢の変化等を踏まえながら、見直しを行いました。

見直しの内容

- ▶ 令和12年度より前の目標年度が設定されていた指標については、各種計画等において定めがあるものを除き、令和12年度の目標値を再設定
- ▶ 既に令和12年度の目標値が設定されていた指標についても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて目標値を変更
- ▶ 指標そのものの見直しが必要な場合は、「計画の5つの柱」及び基本施策に見合う新たな指標を設定

(例) 基本施策『**5-1 緑化と美化の推進**』の
取組項目「**5-1-2 環境美化の促進**」の指標・目標値

現行計画の指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
地区一斉清掃参加人数	R1	81,268人	R12	82,000人



改訂版の指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
地区一斉清掃参加人数	R6	64,427人	R12	63,200人

新型コロナウイルス感染症の蔓延以降、目標値と実情がかけ離れていたことから、直近の実績に総合計画の人口ビジョンを加味して算出した新たな目標値に変更

施策一覧（計画の5つの柱－基本施策）

改訂版の策定に当たり、「計画の5つの柱」とそれに基づく「基本施策」は、変更せずに継続します。

「基本施策」に位置付けられた「取組項目」については、新たに「1-1-3 市民アクションプランの市民運動への展開」を追加しました。

指標を変更したもの：4、目標値のみ変更したもの：10

・・・変更箇所

計画の5つの柱	基本施策	取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
1 ゼロカーボンに挑むまち (地球環境)	1-1 ゼロカーボンを目指したまちづくりの推進	1-1-1 再生可能エネルギー利用の促進	※			※	
		1-1-2 日常的な省エネルギーへの取組み	※			※	
		1-1-3 市民アクションプランの市民運動への展開	※			※	
	1-2 環境負荷の低減に向けた交通体系の推進	1-2-1 公共交通機関の利用促進	路線バス等利用者数	R円	2,695千人	R12	※
		1-2-2 自動車排出ガス対策の推進	※			※	
		1-2-3 歩行者・自転車の利用環境の整備	自転車通行空間の整備延長	R円	6.3km	R12	※
2 資源の循環で新たな価値を生み出すまち (循環型社会)	2-1 3R徹底によるごみ減量の推進	2-1-1 2R(リデュース・リユース)の優先的な推進	総ごみ量	H24	99,794t	R9	74,093t
		2-1-2 食品ロス削減の推進	市内食品ロス量(総量)	H28	10,296t	R12	※
		2-1-3 リサイクルの徹底	リサイクル率	R円	10.5%	R9	12.0%
	2-2 持続可能な農林業の推進	2-2-1 持続性の高い農業の推進	「環境保全型農業直接支払交付金事業」の取組面積	R3	2,638a	R12	6,465a
		2-2-2 農林産物の地産地消の推進	学校給食での地物食材の使用率	R円	25.0%	R12	35.0%
		2-2-3 計画的な森林整備の推進	年間の森林造成事業による施業実施面積	R6	123ha	R12	120ha
3 誰もが安全に安心して暮らせるまち (生活環境)	3-1 公害の防止と対策	3-1-1 公害監視・調査体制の充実	水質汚濁防止法特定事業場立入件数	R円	106件	R12	120件
		3-1-2 公害発生源対策、未然防止対策の徹底	水質汚濁防止法特定事業場水質検査回数	R円	66回	R12	80回
		3-1-3 調査結果の公表、苦情相談体制の充実	一般大気環境基準達成率(二酸化窒素・二酸化硫黄)	R円	100%	R12	100%を維持
	3-2 廃棄物の適正処理の推進	3-2-1 一般廃棄物の適正処理と処理施設の管理	埋立残容量のある一般廃棄物最終処分場の確保	R円	1施設	R12	1施設
		3-2-2 産業廃棄物の適正処理と処理施設の管理	PCB廃棄物の適正処分率	R円	62.3%	R12	100%
		3-2-3 不法投棄対策の推進	不法投棄パトロール日数	R円	113日	R12	150日
3-3 生活環境基盤の整備	3-3-1 適正な土地利用の推進	地区計画策定面積	R円	294.9ha(累計)	R12	334.0ha(累計)	
	3-3-2 適切な上下水道の維持管理	水道水有効率	R円	87.5%	R12	88.7%	
4 豊かな自然を守り、ともに暮らすまち (自然環境)	4-1 生物多様性の保全	4-1-1 野生動植物等、自然環境の把握	モニタリング調査実施箇所数	R円	1か所(延べ3か所)	R12	1か所(延べ14か所)
		4-1-2 多様な自然環境の保護・保全	希少種保護活動への支援箇所数	R円	1か所	R12	1か所
		4-1-3 野生鳥獣や外来生物による悪影響の低減	ニホンジカ駆除の実施	R6	1,860頭	R12	※
	4-2 自然とのふれあいの推進	4-2-1 市民参加の自然教育活動の実施	「自然環境」の学習に関する事業数	R円	133件	R12	150件
		4-2-2 自然公園の保護と活用	美ヶ原自然保護センター入館者数	R円	6,600人	R12	7,900人
			乗鞍自然保護センター入館者数	R円	9,024人	R12	13,000人
5 緑・水・文化が生み出す五感に心地よいまち (快適環境)	5-1 緑化と美化の推進	5-1-1 緑地の保全と緑化の推進	中心部地域における植栽本数	R円	636本	R12	975本
		5-1-2 環境美化の促進	地区一斉清掃参加人数	R6	64,427人	R12	63,200人
		5-1-3 花いっぱい運動の推進	オープンガーデン事業の参加者数	R円	35件	R12	40件
	5-2 親しめる水辺の創出	5-2-1 親水性のある水辺の保全	河川美化活動(清掃、特定外来生物駆除)参加人数	R円	33,870人	R12	34,000人
		5-2-2 湧水・井戸の保全と活用	湧水と緑陰の一体整備箇所数	R円	16か所	R12	18か所
	5-3 松本らしい景観・文化の保全と創出	5-3-1 松本の特徴ある景観の保全、創出	まちなみ修景事業利用件数	R円	127件(累計)	R12	142件(累計)

「※」の指標、目標年度及び目標値は、令和8年度までに実施予定の各個別計画見直し後に設定し、進行管理を行います。

重点戦略

重点戦略とは

環境・経済・社会それぞれの分野における地域課題は相互に関連しており、環境政策に取り組む際にも、環境面の課題だけを視野に入れるのではなく、複数課題の同時解決による、環境・経済・社会の統合的向上を目指すことが求められます。

本計画では、複数の地域課題の同時解決につながる取組みを重点戦略として位置付け、総合的かつ分野横断的な視点で、積極的に推進します。

重点戦略の推進により松本版地域循環共生圏の創造※を図り、2050ゼロカーボンシティの実現及び地域におけるSDGsの達成を目指します。

重点戦略では、取組項目ごとの指標及び目標値の設定はせず、今後の方針を示します。

※ 地域循環共生圏とは、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための鍵であり、地域資源を持続可能な形で利用しつつ、足りない部分を他地域と補完し合うことによって、持続可能な自立・分散型の社会を形成するという考え方です。

重点戦略	重点施策	取組項目
1 豊かな地域資源を活用した環境・経済の好循環（環境×経済）	1-1 エネルギー地産地消の推進	1-1-1 地域資源を有効活用した再生可能エネルギー事業者の支援
	1-2 エコツーリズムの推進	1-2-1 情報発信の強化と地域資源を生かした持続可能な観光の推進
	1-3 グリーンな経済システムの構築	1-3-1 環境経営の推進 1-3-2 シェアリングエコノミーの推進
2 社会的課題解決につながる持続可能な地域づくり（環境×社会）	2-1 気候変動への対策の強化	2-1-1 気候変動への緩和策の強化 2-1-2 気候変動への適応策の推進
	2-2 防災・減災につながる生態系機能の保全・整備(Eco-DRR)の推進	2-2-1 生態系機能を重視した森林資源の保全・整備 2-2-2 樹種転換による松枯れ被害林の再生
	2-3 移住・定住促進による持続可能な地域づくり	2-3-1 移住希望者への環境情報の提供 2-3-2 就農支援と関連したU・I・Jターンの促進 2-3-3 空き家の利活用の推進
	3-1 ESD視点での環境教育の推進	3-1-1 学校等での環境教育の充実 3-1-2 地域・家庭等での環境教育の充実
	3-2 環境に優しいライフスタイルへの転換の促進	3-2-1 エシカル消費に係る普及・啓発の推進 3-2-2 ゼロカーボンに向けた日常的な取組みの推進
	3-3 多様な主体との協働機会の創出	3-3-1 市民団体等との協働による環境保全の取組みの推進 3-3-2 地域での環境保全の取組みの推進

※ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置付けの変更による生活スタイルの変化を踏まえ、重点施策1-2において取組項目1-2-2「ワーケーション等の受入れ体制構築の推進」を削除し、同1-2-1の内容を発展させています。

見直しの内容

改訂版の策定に当たり、3つの「重点戦略」とそれに基づく「重点施策」は変更せずに継続し、重点施策ごとに関連事業として位置付けられている市の事業について、整理・再構成を行いました。

新たに追加した重点施策事業

地域エネルギー導入支援事業

【重点施策1-1 エネルギー地産地消の推進】
【重点施策2-1 気候変動への対策の強化】の関連事業

事業に供する目的で市内に設置した再生可能エネルギー設備に対する固定資産税の課税相当額を、補助金として設置事業者に交付する事業

市有施設への再生可能エネルギーの導入

【重点施策1-1 エネルギー地産地消の推進】の関連事業

MZCE※と連携した、松本クリーンセンターの廃棄物発電により得られた再エネ電力の導入や、オンサイトPPAによる太陽光発電設備の導入等により、市有施設への再生可能エネルギーの導入を進めるもの

市有施設の脱炭素化

【重点施策2-1 気候変動への対策の強化】の関連事業

照明のLED化や、ZEB基準の水準以上での新築等により、市有施設の脱炭素化を進めるもの

市民アクションプラン推進事業

【重点施策2-1 気候変動への対策の強化】
【重点施策3-2 環境に優しいライフスタイルへの転換の促進】の関連事業

基本施策の取組項目に追加された「1-1-3 市民アクションプランの市民運動への展開」に関連する事業を重点施策にも位置付け。具体的な内容については、「まつもとゼロカーボン実現計画」の改訂に合わせて検討する。



グリーンインフラ推進事業

【重点施策2-1 気候変動への対策の強化】の関連事業

自然が持つ多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるもの

※ 「松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社」の略。松本平の地域内における再生可能エネルギーの開発、調達、供給等、脱炭素に関連する事業の中心的役割を担う官民連携の地域エネルギー事業会社で、令和6年8月に設立

3 進行管理

計画の実効性を確保し、着実に推進していくために、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）に基づく進行管理を行います。